

令和7年度「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業 想定質問集

NO.	公募要領大項目	公募要領中項目	質問案	回答案
1	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	複数の民間事業者のみでも申請可能か。	3団体の中には、基礎自治体は必須で含む必要があり、民間事業者のみで構成されている場合は要件を満たしません。 「3団体」の必要条件につきましては、公募要領のp.2「1．申請対象者」をご参照ください。
2	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	同一市区町村内からの複数の異なる事業を申請することは可能か。	可能ですが、代表となる主体（申請団体）が複数の申請を行うことは認めません。
3	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	Aの事業で申請者となる団体が、Bの事業では申請者以外で参画している場合でも応募可能か。	ご質問内容の場合、申請は妨げません。 ただし、代表となる主体（申請団体）が複数の申請を行うことは認めません。
4	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	「農林水産事業者（漁協、農協、加工流通事業者等）」について、農業法人ではない事業者や個人事業主でも認められるか。	団体・事業者の規模を問わず、申請地域にて農林水産事業に従事していれば認められます。
5	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	法人格が無い事業者でも申請団体として申請することは可能か。	団体の規約・予算（精算払いであるため、実証期間内における支払い能力が必要）があれば、法人以外の事業者も認められます。
6	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	地域連携DMOの場合、その中の一つの自治体が申請団体として申請することは可能か。	問題ございません。なお、公募要領にもありますとおり、申請者は、観光事業者（DMO、旅行代理店、宿泊施設、交通事業者等）、農林水産事業者（漁協、農協、加工流通事業者等）、地方公共団体（基礎自治体は必須）等が必ず含まれた3団体以上で構成されるよう、申請前に予め各団体との連携を確保ください。なお、申請に当たっては、代表となる主体を申請団体としてください。
7	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	応募に際して、入札参加資格等の特別な事前申請は必要か。	入札参加資格等の事前申請は必要ございません。申請要件を満たしていれば、申請は可能です。
8	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	連携する自治体は、実証事業を実施する地域であることの他に規定はあるか。	当事業の取組は、観光領域だけではなく、農林水産領域・商工領域もありますので、自治体の観光に類する計画を踏まえて、持続的なガストロノミーツーリズムを地域で行うことを念頭に入れております。また、採択された場合は本事業の成果を次年度以降にアピールする可能性もございますので自治体の積極的なバックアップが必須となります。
9	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	連携事業者にコンソーシアムを含めることは認められるか。一事業者として認められる定義等はあるか。	認められます。特に定義はございませんが、役割は明確にしていいただく必要がございます。
10	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	特設LPを制作するためのWEB制作者や、LPに掲載する動画や撮影のためのカメラマンは連携業者としてカウント可能か。	WEB制作・動画コンテンツ等の広報素材のみの作成を主とした取組は本事業（調査事業）では申請対象外となります。 また、WEB制作者やカメラマン等は連携事業者の構成員としてのカウントは可能ですが、申請対象者の条件である「観光事業者（DMO、旅行代理店、宿泊施設、交通事業者等）、農林水産事業者（漁協、農協、加工流通事業者等）、地方公共団体（基礎自治体は必須）等」の3団体には含まれません。
11	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	応募段階において関係市町村全ての連携を位置づけておく必要があるか。広域自治体との連携によりこの要件が満たされるか。	実証実施地域の地方公共団体（基礎自治体）との連携が取れていれば問題ありません。 申請内容にもありますがイベント等の特定のエリアで実証を行う場合、広域自治体だけではなく基礎自治体との連携を取っていただくようご注意ください。
12	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	本事業の申請団体の要件は「観光地域づくり法人（DMO）」とされているが、「登録DMO」ではなく「候補DMO」の申請は可能か。	「1．申請対象者」の要件通りですので、要件を満たしていれば候補、公認問わずDMO申請は可能です。
13	Ⅱ．募集内容等	1．申請対象者	連携する関係団体等からの同意書の徴求・提出は必要か。必要な場合、様式等はあるか。	申請書 様式 3「実施体制」内の確認項目の記載を以て承諾と判断としますので、承諾書等の提出は不要です。 一方で、採択後に連携事業者が正当な理由なく本事業から離脱された場合、公募要領にある通り、“虚偽の記載”と判断されてしまう恐れがございますので、申請段階において事前のご調整をよろしくお願いいたします。
14	Ⅱ．募集内容等	2．募集する事業内容	開発したメニューをツアーの体験内容に含める予定であるが、メニューとして単体で販売することは必須か。	ご認識の通りです。体験コンテンツの一部として活用されるのであれば、新規メニュー単体での販売を求める等制約はございません。
15	Ⅱ．募集内容等	2．募集する事業内容	ツアー等の造成コンテンツは、事業期間内に販売することが必須となるか。	ツアー販売は本事業期間内で行う必要はございません（事業期間後の販売で問題ございません）。 モデルツアー等の実施により想定していた内容から大幅に変更すべきと考えられる際は、販売の見合わせは可能と考えます。 なお、本事業は観光庁行ける「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業の一環で行うものとなりますので、モデルツアーの成果（課題や改善点など）は結果に問わず実証事業期間内にご報告いただく形となります。
16	Ⅱ．募集内容等	4．応募申請書の記載	様式 2 別紙 A「販売予定額」は何を記載すべきか。	実証事業内で造成したコンテンツを実際に販売開始した場合の販売予定額及び要件（●泊●日、●円等）をご記載ください。 当事業は、継続可能且つ実現性の高い取組を想定しております。実証事業の継続性を裏付ける販売価格の妥当性を確認するために、記載をお願いいたします。当事業における参加費等の徴収は必須では無いものの、販売価格を含めた検証を実施し、次年度以降の販売に向けてより有意義な実証内容になることが望めます。
17	Ⅱ．募集内容等	5．応募申請書の記載に当たってのポイント	過去に国の調査事業等に申請したことのある事業も応募可能か。	申請は妨げません。ただし、対象となる事業は公募要領に記載した条件を満たしたものです。また、既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
18	Ⅱ．募集内容等	5．応募申請書の記載に当たってのポイント	連携する事業者・団体について、申請の段階では連携先候補として調整中のものでも記載可能か。	体制欄に記入をいただく際は必ず調整等を行ってください。調整していないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、必要な場合に実施されるとアテイング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。 また、観光庁事務局より体制についての変更の要請がある場合、その旨を受けるように連携先には申し伝えください。
19	Ⅱ．募集内容等	5．応募申請書の記載に当たってのポイント	専門家はどのように選定されるか。専門家に支援いただきたい特定の分野がある場合、希望を出すことは可能か。	公募要領記載の通り、ガストロノミーツーリズムの推進、コンテンツ造成、プロモーション等の各分野に長けた専門家を、採択した実証事業の状況に応じ適宜配置します。専門家は、採択地域の実証事業状況や課題に応じて選定します。派遣する専門家の数も、その状況等により判断します。
20	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	一般参加者に向けたアンケート調査は、申請団体側で質問項目の設計を実施する必要があるか。また、その費用は対象経費となるのか。	アンケート調査の設計・実施については、各申請団体にて実施目付対象経費内での負担となります。なお、事務局指定の質問項目を入れていただくことを想定しています。
21	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	「人件費・賃金」について、アルバイト等で計上できる人数の制限はあるか。	特に人数制限はありません。人件費・賃金は主にイベントや施策を実施時の一時的な人件費の費用を想定しています。なお、事務補助人員雇用についての費用も認めますが、本事業専任であることの証明及び宣誓の提出が必要です。詳細は、採択決定後に申請団体に別途伝達します。
22	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	謝金について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURL内の【別表 2】をご参照ください。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/75c902b7/20250401_resources_resources_honorarium_guideline_02.pdf
23	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	対象経費の各項目について、金額や割合に制限はあるか。	割合については、独断の制限はございません。なお、「vi.消耗品費」は、実証事業で実施に資する費用のみ認められます。
24	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否の詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
25	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
26	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実証事業の実施地域において、本事業とは別の国の補助事業の交付が決まっている。本事業における経費を含めた申請内容は、当該補助事業における内容（活動）と異なるところ、本事業に申請することは可能か。	お示しのケースであれば、申請は妨げません。 公募要領「6．対象経費（4）実証事業等の対象経費の精査に関する事項」の【対象外経費】に記載のとおり、別の補助金、委託費等が支給されている同一活動の経費については、本事業における経費対象とはなりません。
27	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	既存の取組に係る経費も経費対象となるか。	既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
28	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実証事業内でイベント実施のための簡易的な工事（イベントブース設営等）を行う場合、対象経費に含まれるか。	お示しの内容であれば可能です。
29	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実証事業内で、飲食店内の改装を行う場合、対象経費に含まれるか。	当事業は補助事業ではございませんので、耐久消費財は支援対象外となります。 そのため、お問い合わせ頂いた施設の改修も支援対象外に当たります。
30	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実証事業等の対象となる経費の規模（国費による部分）について、必ず20 百万円（税込）で採択されるということか。申請時の下限額はあるか。	上限額は20百万円（税込）としている一方、下限額は設定しておりません。また、無理に上限額（20百万円）に近づけていただく必要はございません。 採択件数の多寡や、採択過程における有識者委員による書面審査や必要に応じたヒアリングの結果等を踏まえた上で、採択金額を調整します。申請金額は必ず確約するものではないことをご承知おきください。
31	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実証事業等の経費を令和 8 年度以降へ繰り越して国費で負担してもらうことは可能か。	実証事業等の経費を、令和 8 年度以降へ繰り越して国費で負担することはできません。
32	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	海外でのイベントは経費対象になるか。	本事業は国内での支援対象となります。海外での支援は対象外となります。
33	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	海外から専門家を招聘する経費は対象になるか。	ご質問の内容は、対象経費となります。但し、謝金等は国や地方公共団体の規定に準じることをご承知おきください。
34	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実施体制の中に旅行代理店が入っている場合、専門家としての謝金の支払いや、イベント実施の際、「再委託費」としての支払いは可能か。	旅行代理店の委託役務として、専門家やイベントを依頼する場合は可能です。
35	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	事業が採択となれば補助率100％となるか。	現在公募中の調査事業は、100％を国費で負担する事業となります。 当事業は、補助事業ではないため、補助率はございません。 また、対象経費については、事業実施完了後に対象外経費が含まれていないか等を確認した上で、金額を確定します。
36	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	申請団体の構成メンバーへ、事業内の業務を発注することは可能か。例えば、申請団体の中の事業者Aに、コンテンツ造成の業務を発注し、支払いが発生することが考えられる。	可能ですが、以下の場合は利益等排除の対象となりますのでご注意ください。 ①申請団体自身 ②申請団体と100％同一の資本に属するグループ企業（上記①を除く） ③申請団体の関係会社（上記②を除く） ※利益排除等の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社・子会社・関連会社及びその他の関係会社に準じて判定してください。 ※申請団体が営利団体ではない場合も対象になる可能性があることをご留意ください。
37	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	公募要領内に「地方公共団体（基礎自治体は必須）等が必ず含まれた 3 団体以上」とあるが、市区町村の役割や関わり方等、具体的にどのようなことを想定しているか。	事業実施地域の市区町村が連携事業者の名を連ね、申請団体が事業内容等を相談する際に問題なく取りできる状態を想定しております。 その上で、申請団体等との事業進捗に関する定期的な情報共有や事務局や専門家等との打ち合わせへの同席、自治体が管轄する土地・施設内における実証実施など事業内容に応じて、特に自治体が対応可能な領域をお願いできればと考えております。
38	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	事業費の動きについては、当事業においても、いわゆる補助金と同じようなイメージでよろしかったでしょうか。 申請団体が事業実施主体目付関係事業者と連携して進めていくもの、費用面が発生するものは、委託先 1 社で包括的に請け負うことに支障はないでしょうか。	事業実施主体（申請団体）や関係事業者（連携事業者）がそれぞれで発生した実証事業費用をお支払いいただく形は問題ございません。 一方で、本事業の実証事業費用は実績額に基づき本事業事務局から事業実施主体（申請団体）へ一括で支払われるため、実証事業費用の支払いを事業実施主体（申請団体）以外が行っている場合は、申請団体から関連事業者への支払い済み証憑を完了報告時にご提出いただく必要があります。

39	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	計画を推進する中で経費の金額に増減がある場合、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更することは可能か。	採択後に再度、より詳細な積算書の提出をお願いしますので、基本的にはその金額に沿った実証事業の実施をお願いします。しかし、人件費や旅費等増減が見込まれる項目は多くあるため、最終的には内定額を上回らない実績額を実証事業費用として実証事業終了後に請求書を発行いただく形になります。 なお、申請内容によっては有識者委員会における指摘・専門家の助言に基づく修正や計画の見直しをお願いする可能性があります。
40	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実証事業でモニターツアーを実施する際、海外からツアー参加者を集った場合のツアー参加者の滞在費（宿泊費、飲食代、交通費）は対象経費として認められるか。	モニターツアーの実施内容や招聘者の妥当性が認められれば、対象経費として認められます。
41	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	本事業内で造成したコンテンツを販売して収益を得た場合、最終的に支払われる事業費用は売上分を差し引いた金額になるか。	実証事業内でコンテンツの販売を行い収益が発生した場合は、収益納付を行う必要があるため、対象経費から収益分が減額されます。 なお、対象経費を上回る自己負担額の中に対象経費となる費用が含まれていた場合、収益還付額が減額されます。 （例：事業実施費用総額2,100万円・対象経費/採択額2,000万円・収益300万円の場合） →自己負担が100万円発生しているため、収益還付額は自己負担分を引いた200万円となり、対象経費/支払額は1,800万円になる。
42	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	「再委託費」の金額制限はあるか。	再委託費の上限額は特に設定しておりません。
43	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	対象経費について、「本事業は、補助金や交付金の類ではなく、（以下省略）国によるこの調査に要する経費を国費により負担するものです。」とありますが、申請団体が自治体である場合の支出の流れをお聞かせください。	採択地域における申請団体は、事務局との間で計画の執行に関する契約を締結いただきます。申請団体となる自治体の当該事業が予算化され当該事業の支援経費を歳入として管理でき、各連携事業者への支払が可能な場合、事業終了後に申請団体(自治体)が事務局より対象経費を一括で受け取る形となります。歳入科目としては国庫食料金ではなく「諸収入の雑入」などが想定されます。 上記が難しい場合、対象経費の受取・各連携事業者への支払が可能な連携事業者がこれを担当することも可能です。 また、公募要領に記載のとおり、事業完了後の精算までは、経費を立て替えていただくこととなりますので、ご留意の上、応募をご検討ください。
44	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	対象経費について イベント、料理教室等で使う食材費は対象経費となるか。対象経費となる場合、消耗品に該当するか。	基本的には対象経費に該当いたします。しかし、一律の判断が難しいため、経費可否については採択後に内容を精査した上で判断いたします。また、費目については、消耗品費として記載いただくことが想定されます。
45	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	実施主体となる申請団体自身が事業に係るイベントの企画や運営を行う場合、それらの費用は「再委託費」として予算計上は可能か。もしくは人件費や資金としての計上が必要か。	実施主体がイベントの企画や運営を行うのであれば、「再委託費」ではなく「人件費・賃料」や「借料・損料・使用料」などの対象経費項目に計上いただくことになるかと存じます。
46	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	モデルツアー実施にあたって、連携事業者のサービスへの支払いを謝金として清算することは可能か。	サービスへの支払いは「謝金」に含まれません。必ず「再委託費」としてください。
47	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	モニターツアー実施にあたって、食器等の購入を経費とすることは可能か。	基本的には本事業の性質上、事業終了後に事業者の資産になると見なされるものは対象外経費となります。ただし、事業実施者に選定され、公募の要件を満たす事業活動を実施するために必要な経費として観光庁及び事務局が認めた場合は、この限りではありません。
48	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	モデルツアーのターゲット層について、インバウンドの他に国内旅行者も含めることは可能か。	本事業の性質上事業主旨をお読みいただき、インバウンドをメインにしていいただくようお願いいたします。
49	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	専門家に支払う伴走支援費用の経費は、「様式 3 経費の内訳」の金額に計上して申請する必要はあるか。	原則として、専門家支援に要する経費については計上の必要はございません。 （申請団体にてご用意いただく専門家の費用は、金額に計上して申請してください。）
50	Ⅱ．募集内容等	6．対象経費	事業に係る費用を記載するにあたって、根拠となる見積書等の提出は必要か。	申請段階において見積書の提出は求めておりません。また、費用の項目及び内訳にて、経費内容の詳細を記載いただくものの、支払い先の具体的な事業者名については必須ではありません。ただ、選定にあたり実施される場合のあるヒアリングにて、必要に応じた追加資料提出等の対応を求める場合がございます（Ⅲ事業実施者の選定 3.ヒアリングの実施等 参照）。 採択地域決定後には、再度実証事業費用の詳細な積算書の提出をお願いする流れとなりますので、その際は見積書も併せてご提出ください。
51	Ⅱ．募集内容等	7．実証事業等の経費計上期間（実施期間）	事業における広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和8年2月13日（金）までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和8年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か）。	事業期間とは、当事業で計画を承認した各実証事業の実施期間となります。（各実証事業の終了及び事業実施報告書等の資料提出までの期間）お示しのデータが承認された場合は継続して使用することは可能です。
52	Ⅱ．募集内容等	7．実証事業等の経費計上期間（実施期間）	外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようにするか。全額支払い無しになるのか。	経費計上期間は、原則として令和8年2月13日（金）までとなります。基本的には、実証事業を行えなかった場合は、その途中までの事業経過が完了に値するかを観光庁、事務局が判断を行いますので、遅延が生じる可能性がある場合は、速やかに事務局までお問い合わせください。なお、詳細な終了日は、採択団体にお伝えをさせていただきます。また、原則期間外の取組については原則対象として認めません。但し、自然災害等特殊要因がある場合においては、その都度事務局へお問い合わせください。
53	Ⅲ．事業実施者の選定	2．審査基準	インバウンドの要素を含まない事業も応募可能か。	原則として、インバウンドの誘客を考慮した取組としてください。
54	Ⅲ．事業実施者の選定	2．選定基準	効果検証のKPIについて、未達であった場合には経費の支払いに影響は出るか。	KPIの達成具合によって支援金額が変動することはありません。 KPIの達成状況や今後の対応策（継続した成果を出すための工夫・未達のKPIを今後達成していくための改善策等）について報告書にて記載いただく可能性がございます。
55	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	様式1の「本事業と関連する他府省庁等の事業について」に、ガストロノミーツーリズム関連の他事業を記載した場合、当事業は不採択となるか。	本申請内容とは異なるガストロノミーツーリズム関連事業を実施している場合についても申請は可能です。 なお、当事業とは別に令和7年度内に申請計画が国や自治体の支援を受けている、または受ける予定がある場合は当事業の採択対象外になります。
56	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	既に特定の専門家が体制内に含まれている場合は、どのような体制となるか。また、様式にはどのように記入すればよいか。	体制内に含まれている特定の専門家については、様式3「実施体制」下部の欄にご記入ください。但し、本事業では事務局からの専門家を必ず派遣することをご承知ください。また、事務局から派遣される専門家分野の希望がある場合、様式2「希望する専門家支援分野」にご記載ください。
57	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	様式2 別紙Aの販売予定価格は、令和8年度以降にも申請内容通りの価格での販売が求められるのか。	令和8年度以降、物価上昇など様々な事由が想定されますので別紙Aにて記載の内容が今後の販売予定価格を定めるものではございません。但し、現時点での想定しうる今後の実現可能性の高い販売予定価格の記載を期待しております。
58	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	電子申請完了後に不備が発覚した場合、どのように対応すべきか。	フォームに再度提出するのではなく、メールに返信する形で該当の様式を添付にて提出してください。 なお、公募期間は令和7年5月14日（水）17:00となっておりますので期間内に提出をお願いします。
59	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	各様式のアップロードのファイル形式に指定はあるか。	公募要領（Ⅳ事業の申請・手続きに関する質問 1.事業の申請方法）内に記載のファイル形式にてご提出ください。
60	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	申請金額は税抜き、税込みのどちらで記入すべきか。	様式3 記載の通り、金額は全て税込み、円単位で記載してください。
61	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	様式1の「本事業と関連する他府省庁等の事業について」、本事業申請団体が他事業の申請を行うものが記載の対象となるか。連携事業者が申請を行うものも対象となるか。	連携事業者であっても“食に係る観光コンテンツ造成”等に関連する事業に申請予定・採択済みであれば参考情報としてご記載ください。
62	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	各様式の文章量やフォントに指定はあるか。様式2は1ページに収まらない場合、ページを増やすことは可能か。	文章量、フォントの指定はありません。地域の概略や実施予定の実証事業の内容等が客観的に把握できる内容としてください。様式2のうち「R7事業計画書（全体概要）」については、実証事業の概要が1枚で分かるよう簡潔に記載してください。 その他のページについては、一定の基準は設けておりませんので、事業に関係のある内容（記載項目に関連のあるもの）であればスライドの追加は可能です。また、図などを用いて資料を作成いただく形で問題ございません。
63	Ⅳ．事業の申請・手続きに関する質問	1．事業の申請方法	複数の事業計画を提出することは可能か。	公募要領記載の通り、「申請団体が複数の申請を行うことは認めない」となっているため、複数の事業計画を申請することはできません。
64	Ⅴ．留意点	1．申請内容等について	地域採択後に、専門家伴走により実証事業の内容を変更する場合は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みの通りです。観光庁、専門家、事務局より変更の要請がある場合にもご対応をいただく必要があります。なお、計画の実施については全て観光庁の承認を得る必要があることをご承知おさください。
65	Ⅴ．留意点	4．事業完了後について	令和8年度以降も申請内容通りの計画実行と成果提出が求められるか。	令和8年度以降も過去採択地域としての観光庁・事務局より、成果のとりまとめ、提出を要請する可能性はございます。継続性のある計画の記載を期待しております。
66	Ⅴ．留意点	5．事業経費・精算について	精算時に領収書は必須か。例えば請求書のみで精算は可能か。	支払いを証明できる書類がなければ、取組に係る経費の精算はできません。ご留意の上、応募をご検討ください。経費の精算に当たっては、選定後に提示される別途定めるマニュアル等に沿った事務処理対応をしていただくことになります。詳細は、採択団体に別途伝達します。
67	Ⅴ．留意点	5．事業経費・精算について	経費の支払いは事業完了後とあるが、個別の事業に鑑み、事前の概算払いや都度精算することは可能か。	基本的に、事業完了後の一括の精算となります。
68	全体		本事業は、2次公募の実施予定はあるか。	現時点でその予定はありません。
69	全体		本公募における、選定事業者数はどの程度を予定しているか。	6件程度を想定しています。
70	全体		説明会の資料・動画について後日配布の予定はあるか。	説明会の投影資料の送付はできかねます。説明会録画データの送付は可能ですので、送付方法をご指定ください。
71	全体		採択後のスケジュールの想定はあるか。	6月下旬からの各地域事業開始を想定しております。（申請地域数等によりスケジュールが前後する可能性はございます） なお、選定結果については採択・不採択どちらの場合であってもメールにて通知させていただきます。